※学校内での回覧にご使用ください。

回覧	

JAPAN SPORT COUNCIL
日本スポーツ振興センター

災害共済給付ナビ

vol. 05
令和6年6月号

【災害共済給付に関するお知らせ】
契約・名簿更新後に転入・新規入学(園)等があった場合等…p.1、2

【できました！幼稚園・保育所等向け資料】
『事故防止／対応ハンドブック』、『固定遊具の事故防止パンフレット』…p.3
開催報告「こどもを事故から守りたい！」オンラインセミナー…p.4

【専門家に聞く】
体育活動・スポーツによる熱中症死亡０を目指して…p. 5、6

システムメンテナンスに伴うサービス停止のお知らせ…p.7

独立行政法人　日本スポーツ振興センター

【災害共済給付に関するお知らせ】

Ⅰ　契約・名簿更新後に転入・新規入学（園）等があった場合

報告忘れにご注意ください！

5月2日以後に、児童生徒等の転入・新規入学（園）があった場合または長期欠席者が復学し加入する場合は、**転入・新規入学（園）・復学した日の翌月の10日までに、**「年度途中の名簿の追加等について」を設置者から各地域の担当課へ提出してください。この報告があった場合は、転入・新規入学（園）日以降に発生した学校・保育所等の管理下の災害が給付対象となります。一般（準要保護）・要保護間の異動があった場合も本様式で報告をお願いします。

なお、追加加入者の共済掛金は、翌年度の名簿更新時にお支払いいただくことになります。

＊提出時に必ず写しの保管をお願いします。
＊様式は、災害共済給付Webの「様式ダウンロード」のページにPDF版とExcel版を掲載しています。

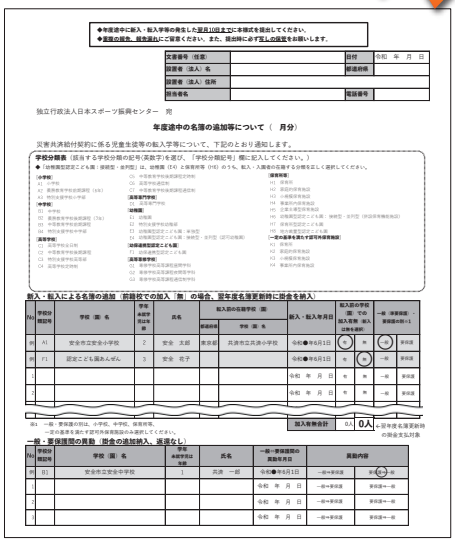
年度途中の名簿の追加等について（　月分）

Ⅱ　災害共済給付オンライン請求システムのご利用に当たって

①　支払通知書はシステムからダウンロードをお願いします

②「支払通知書検索」で給付決定日を入力して検索→「ダウンロード」をクリック

①「センター支所からのお知らせ」に掲載される支払通知書のお知らせ内で、給付決定日を確認

支払通知書の鑑文については、令和６年３月支払分をもって郵送サービスを終了させていただきました。災害共済給付金額等をご確認いただく場合は、**災害共済給付オンライン請求システム（以下、「システム」）から「支払通知書」をダウンロード**していただくようお願いします。

また、「支払通知書」のダウンロードの際に必要な**給付決定日は、システムの「センター支所からのお知らせ」にてご案内**しておりますので、ご確認ください。なお、送金日も同お知らせ内に掲載しています。

②　システムでの「請求」手続き漏れにご注意ください！

私立幼稚園・保育所等はご注意ください

システムから災害共済給付金を請求する際、「災害報告書」等を作成（入力）後、設置者としての請求手続き（報告書の受付・請求書の作成）が必要になります。この作業を実施することで、システム上でのセンター（JSC）への請求手続きが完了いたしますので、ご注意ください。

作業手順は、災害共済給付オンライン請求システム操作マニュアル※の「18　センターへ給付金を請求する」において掲載していますので、ご確認の上、お手続きをお願いいたします。

※操作マニュアルは、システムの「各種資料等ダウンロード」からダウンロードできます。

Ⅲ　該当する場合はご注意ください！

■　２年間請求を行わず、「時効」を迎えてしまった場合について

災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から２年間請求を行わないときは、時効によって消滅します。ただし、学校等の管理下の災害であることが２年以上経過して判断された場合など、**時効期間が満了したことについて、「特別の事情がある」と認められる場合は、時効の利益を放棄します**ので、各地域の担当課へご相談ください。

例えば、裁判や第三者委員会の調査等により、学校等の管理下の災害であることが２年以上経過して判断された場合などになります。

保護者向けに、請求漏れにより給付が受けられなくならないよう注意喚起するためのチラシを災害共済給付Webに掲載しています。
制度周知にご活用ください！

↓災害共済給付Web
二次元コード

【URL】 https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kyufu_1/pdf/R5_jikou.pdf

■　遠足・修学旅行、部活動の合宿などで「風邪症候群」を発症した場合について

平常の教育活動と活動の形態を異にする遠足・修学旅行、部活動の合宿などの野外での活動中に発症した風邪症候群（風邪・感冒）やインフルエンザについては、「心身に対する負担の累積に起因する疾病」として給付の対象となります。

また、活動が終了して帰宅後に顕著な症状が現れたケースについては、その活動中に寒気、熱っぽさ、頭痛、せき・くしゃみ・鼻水など、風邪の前駆的症状が認められていたもので、**遅くとも帰宅の翌日中に受診したものに限り給付の対象**としていましたが、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程（以下、「給付基準」という。）を改正し、**帰宅の翌日までに受診できない正当な理由があると認められる場合も給付の対象とすることとしました。**

※改正後の給付基準は、令和６年４月１日以後に発生した災害に係る災害共済給付について適用します。

帰校・帰宅日の翌日が休日であったために、
医療機関が休診していた場合などが該当します。
請求の際は、各地域の担当課にご相談ください。

幼稚園・
保育所等向け

『新ハンドブック／パンフレット』のご紹介

JSCでは、災害共済給付業務の実施によって得られる事故情報を活用し、学校等における事故防止に関する調査研究を行っています。

令和５年度は、保育事故防止のための各ポイントをまとめた冊子を作成しました。小学校低学年においてもご活用いただくことができます！

災害共済給付Webからダウンロード可能となっておりますので、ぜひ一度ご覧ください！

事故の対応・防止のポイントがよくわかる！

①保育事故**対応**ハンドブック（フローチャート編）
②保育事故**防止**ハンドブック（解説編）

幼稚園・保育所等で多い事故や未就学児の緊急度・重症度「高」の症状に直面したときの対応を、各専門領域の有識者が分かりやすくまとめました。

①のフローチャート編は、緊急時にいつでも確認できるよう救急箱に入れて、②の解説編はいざというときに備えて日頃から職員研修で確認するなど、セットでご活用ください！

①Ｂ７判
20ページ

②Ａ５判
32ページ

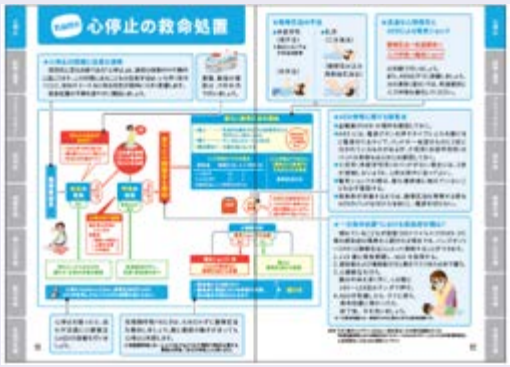

②保育事故防止ハンドブック
（解説編）のイメージ

■内容

心停止／誤嚥・窒息／アナフィラキシー／熱中症／頭部外傷／歯・口の外傷／眼の外傷／手指の外傷／緊急時対応計画MAP／マニュアルの作成等

【URL】
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx#youho

③固定遊具の事故防止パンフレット 「なくそう！固定遊具の事故」

遊具の管理のポイントも紹介

令和２年度に作成した「固定遊具の事故防止マニュアル～学校（園）における安全教育・安全管理のポイント～」を基に加筆・修正し、12ページのパンフレットにしました（有識者監修）。

イラストをふんだんに用いて、よくある事故事例と指導・点検のポイントを遊具別にまとめました。

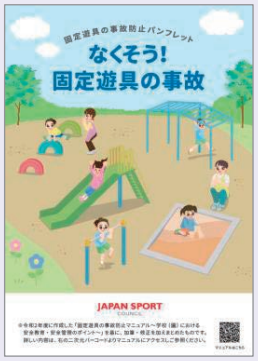

■主な内容

管理・安全に遊ぶためのポイント、遊具別よくある事故事例と指導・点検のポイント（すべり台／砂場／鉄棒／雲てい／ジャングルジム／ぶらんこ／登り棒／固定タイヤ）

■Ａ４判　12ページ

【URL】
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx#playground

［開催報告］ ご参加ありがとうございました

こどもを事故から守りたい！ オンラインセミナー

木宮敬信 先生

北村光司 先生

佐藤豊 先生

桶田ゆかり 先生

辻野智香 先生

木間東平 先生

令和6年1月24日、「小学校、幼稚園・保育所等における事故発生状況の傾向と事故防止」をサブテーマに、有識者による講演と受講者参加型ワークショップを組み合わせたオンラインセミナーを開催しました。

700名を超える参加申し込みをいただき、前半の40分は、**講演①「学校等におけるこどもの事故の現状と課題」**（常葉大学教育学部 生涯学習学科　教授　木宮敬信先生）、**講演②「小学校、幼稚園・保育所等における事故防止の留意点について」**（国立研究開発法人産業技術総合研究所 人工知能研究センター 主任研究員 北村光司先生）をお聞きいただきました。後半は、佐藤豊先生に進行役を務めていただき、テーマごと、**A「学校・園経営管理者のための事故対応の考え方」**（木宮先生）、**B「教室・保育室、体育館など屋内での事例から学ぶ事故防止」**（桶田ゆかり先生、辻野智香先生）**C「校庭・園庭、通学中・通園中、校外・園外など屋外での事例から学ぶ事故防止」**（木間東平先生）の３つのグループに分かれ、約50分間、講師の先生方や保育、学校現場に携わられる参加者の方々と意見交換していただく機会を設け、ご参加の方からは「様々な立場からの意見や工夫を聞くことができてよかった」といったお声を頂戴しました。また、セミナー後のアンケートでは、「時間が短い」「ワークショップにも参加したかった」「学校種を分けてほしい」といったご意見もいただきました。アンケートに回答してくださった皆様方、ありがとうございました。

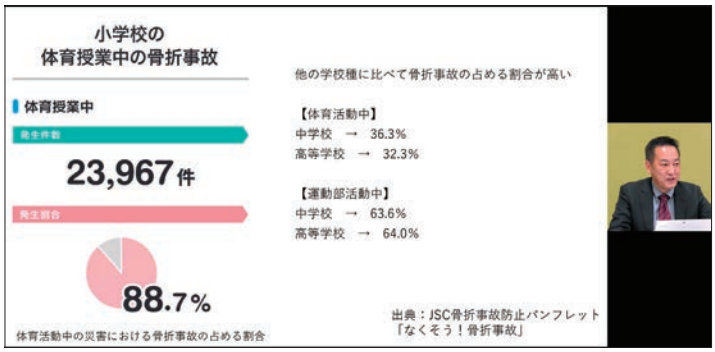

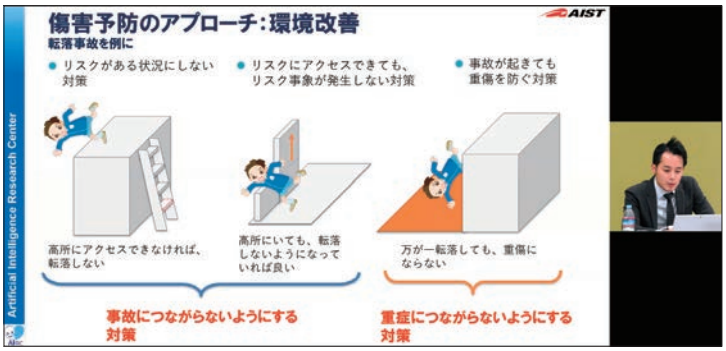

なお、前半の講演①及び②については、「災害共済給付Web」の「動画集」のページからご視聴いただけます。職員研修の動画資料として、ぜひ皆様でご活用ください。各講師の先生方が当日、講演、ワークショップで使用された資料もアップロードしてあります。

災害共済給付Web＞動画集＞場面別に探す＞セミナー

【URL】https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/3038/Default.aspx

（←左の二次元コードからも「動画集」のページへ飛ぶことができます）

【専門家に聞く】 体育活動・スポーツによる熱中症死亡0を目指して

地球温暖化や都市化などにより夏の暑さが年々厳しくなり、熱中症のリスクが高くなってきています。近年、学校管理下の熱中症の発生も非常に多くなっていますが、死亡例は減少してきています。これは、熱中症予防の意識が高まってきているためと思われます。暑い時期に何らかの活動をすれば、軽い熱中症まで完全に予防するのは難しい面がありますが、重症化や死亡は適切な対策によって防ぐことができます。学校管理下の熱中症の多くは体育活動・スポーツで発生しています。熱中症を理解し、死亡事故を０にしましょう。

一般社団法人大学スポーツ協会
副会長 **川原　貴**

1 熱中症とは

熱中症とは熱に中(あた)るという意味で、暑熱環境によって生じる障害の総称です。暑熱環境では体温上昇を防ぐために皮膚血流を増し、汗をかいて体表面からの熱放散を高めようとします。その際、血液の循環調節がうまくいかなかったり、脱水や塩分不足に陥ったり、熱の収支バランスがとれなくなって異常に体温が上昇することで熱中症が起こります。深部体温が異常に上昇（40℃以上）すると意識障害が起こり、処置が遅れると命に関わります（重症熱中症）。

2 スポーツにおける熱中症の特徴

熱中症は日常生活、労働、スポーツなどいろいろな状況で起こりますが、スポーツによる熱中症死亡事故は、それほど気温が高くなくても（30℃以下）、湿度が高い（60％以上）と発生すること、競技種目にかかわらず持久走やダッシュの繰り返しなどの走り込みで多く発生していること、男性、肥満者に多く発生しているなどの特徴があります。特に肥満者では30分のランニングで死亡した例もあり、注意が必要です。

3 熱中症の予防

熱中症の発生には環境の要因、運動の要因、個人の要因が関係します。予防するにはこれらの要因に配慮する必要があります。

(1) 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと

暑い時期の運動は日中を避け、なるべく暑くない時間帯にします。環境条件に応じて適切に休憩をとり、こまめにスポーツドリンクなどで水分と塩分を補給し、運動前後の体重減少が2％以内に収まるようにします。休憩中は日陰に入り、扇風機や氷などで体を冷やすとよいでしょう。熱中症の発生には気温だけでなく、湿度、輻射熱（ふくしゃねつ）、風速が関係しています。これらを総合的に評価する WBGT（湿球黒球温度）を指標とした熱中症予防運動指針（右ページ参照）が日本スポーツ協会から示されています。

(2) 暑さに慣らしていくこと

熱中症は梅雨明けなど急に暑くなったときに多く発生する傾向があります。これは体が暑さに慣れていないためで、急に暑くなったときは短時間の軽い運動にして、１～2 週間程度で徐々に慣らしていく必要があります。

(3) 個人の要因を考慮すること

肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人は熱中症になりやすいので、運動を軽減するなどの配慮が必要です。また、運動前に体調のチェックを行い、体調の悪い人は無理に運動をさせないようにします。

(4) 服装に気を付けること

服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材にします。また、直射日光は帽子で防ぐようにします。剣道やアメリカンフットボールなど防具をつける競技では、休憩中に防具をはずして熱を逃がすようにします。

熱中症予防運動指針

WBGT℃	湿球温度℃	乾球温度℃		
31	27	35	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28	24	31	厳重警戒（激しい運動は中止）	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
25	21	28	警戒（積極的に休憩）	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21	18	24	注意（積極的に水分補給）	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
			ほぼ安全（適宜水分補給）	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

出典：『スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック』
公益財団法人日本スポーツ協会（2019年）

(5) 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止、必要な処置をすること

児童・生徒には体調が悪いときには申し出るようにあらかじめ伝えておくことが重要です。また、 指導者は児童・生徒の様子を観察し、具合が悪そうな場合には早めに運動を中止させ、必要な処置をします。

4 救急処置

暑い時期の運動中に熱中症が疑われるような症状が見られた場合、まず、重症かどうかを判断する必要があります。重症熱中症の特徴は高体温と意識障害です。意識障害は初期には軽いこともあり、応答が鈍い、言動がおかしいなど、少しでも意識障害がある場合には重症を疑って処置をしたほうがよいでしょう。重症が疑われれば、救急車を要請し、涼しいところに運び、速やかに身体冷却を行います。30分以内に深部体温を40℃以下に下げることができれば、救命できるといわれています。現場での冷却処置としては、冷水に漬けるのが最も効率的とされています。水道水をかけ続ける、冷たい濡れタオルを全身に当てて頻繁に取り換えながら、扇風機などで扇ぐのもよいでしょう。意識が正常な場合には涼しい場所に移し、衣服をゆるめて座らせるか、寝かせ、経口補水液などで水分と塩分の補給を行います。このような処置をして症状が改善すれば、結果的に軽症だったということになります。

このような処置をしても症状が改善しない場合、最初から症状が強い場合、嘔気（おうき）、嘔吐（おうと）などで水分が補給できない場合には、医療機関へ搬送します（中等症）。

現場での処置によって症状が改善した場合でも、当日のスポーツ参加は中止し、少なくとも翌日までは経過観察が必要です。

熱中症予防にすぐに使える資料（パンフレット、動画、ポスター）はこちらからダウンロードしてご活用ください。
【URL】
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx#heat

システムメンテナンスに伴うサービス停止のお知らせ

日頃から災害共済給付オンライン請求システムをご利用いただきありがとうございます。
本システムの継続的、安定的な運用を図るため、下記の日程で、システムメンテナンスを行います。
システムメンテナンス期間中は、オンラインサービスを停止しますので、システムをご利用いただけません。

停止期間

令和6年8月9日（金）22時～令和6年8月13日（火）7時

システムのご利用再開　令和6年8月13日（火）7時から

皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

この時期おススメ！

ご存知でしたか？
3分40秒で熱中症とその予防がよくわかる
小学生向けの動画があります！
朝の会、帰りの会にみんなで、おうちに帰って
タブレットで、本格的な夏を迎える前に、
災害共済給付Webの「動画集」から
ぜひご視聴ください！

熱中症に注意しよう！

【日本スポーツ振興センター災害共済給付事業部地域担当窓口一覧】

担当課	担当地域	TEL	所在地
仙台業務推進課	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-716-2106	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-5-15 日本生命仙台勾当台南ビル8階
東京給付課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県	03-5410-9162	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 日本青年館・日本スポーツ振興センタービル6階 （令和5年2月に移転しております）
	東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	03-5410-9163	
名古屋業務推進課	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	052-533-7821	〒450-0001 愛知県名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル16階
大阪業務推進課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	06-6456-3601	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル7階
広島業務推進課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	082-511-2822	〒730-0011 広島県広島市中区基町9-32 広島市水道局基町庁舎10階
福岡業務推進課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	092-738-8720	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神4-8-15 福岡ガーデンパレス4階

※お問い合わせ受付時間：8：30～17：15（土日祝日、年末年始を除く。）

発行：令和6年6月（第5号）
編集・発行：独立行政法人日本スポーツ振興センター　災害共済給付事業部（調査課）